

令和 6 年度年間監査計画

1 目的

令和 6 年度の監査等（監査、検査、審査その他の行為のうち、監査基準における監査等。以下「監査等」という。）について、効率的かつ効果的に実施するため、名寄地区衛生施設事務組合監査基準（令和 2 年監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。）第 8 条の規定に基づき、監査計画を次のとおり定める。

2 基本方針

令和 6 年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施する。

(1) 合規性及び正確性の視点による監査の推進

手続きの合規性及び数値の正確性の監査を推進し、改善を求める監査を実施する。

(2) 3 E 経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) の視点による監査の推進

事務事業が最少の経費で最大の効果を上げているかを 3 E (経済性、効率性、有効性) の視点により監査を実施する。

(3) 監査等の有機的連携及び内部統制に依拠した監査の実施

各種監査等の有機的連携を図る監査を実施する。また、内部統制（組織として自らが行うチェック体制の整備、運用改善）が図られ、適切なリスク管理の運用がなされているかに着眼した監査を実施する。内部統制に依拠した監査の範囲を広げる取り組みを進め、監査資源の有効的な配分を目指す。

(4) リスク・アプローチによる監査

監査対象を識別し、リスクの内容及び程度を総合的に判断して、リスクの高い項目を重視した監査を行う。

(5) 監査の質の向上

監査委員及び事務局職員は、監査等に求められる質を確保するために、知識の習得や監査能力の向上に努める。

(6) 監査情報の発信と業務改善

監査結果や改善措置などの情報について、住民にわかりやすい方法により公表を行う。また、業務改善や修正が行われているかをフォローアップし、監査結果の実効性を高める。

3 実施する各種監査等

監査等の種類、内容、実施日程・時期は、次のとおりとする。

(1) 定期監査（財務監査）（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 199 条第 4 項、監査基準第 2 条第 1 項第 1 号）

ア 監査の実施回数、実施時期及び対象

（ア） 実施回数は年 1 回とする。

（イ） 実施時期は 7 月以降、翌年 1 月末までに実施する。

（ウ） 監査の対象は、総務課、一般廃棄物処理施設整備推進室、衛生センター、炭化

センター、名寄地区広域最終処分場とし、令和5年7月1日から令和6年6月30日までに行われた財務に関する事務及び事業の管理とする。ただし、監査の必要があると認めたときは、過年度分を対象とする場合がある。

イ 監査の着眼点

- (ア) 財務及び関連する事務の執行状況において、予算の執行、収入、調定、支出負担行為、支出及び契約事務が、適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) (ア)以外の事務における文書の処理方法及び諸帳簿の記帳整理並びに事業に係る制度について、法令順守により適正に行われているか。
- (ウ) 現金等の保管について、職員及び金庫等による適正な管理が行われているか。

ウ 監査の方法

- (ア) 関係書類の提出を求め、適法か妥当かを確認し、必要に応じ実地調査を行う。
- (イ) リスクを想定した監査対象を選定し、リスクに対する事前の対策等に着眼した監査を実施する。

(2) 行政監査（法第199条第2項、監査基準第2条第1項第2号）

行政監査は、次の事項に基づき実施する。

- ア 管理者の事務の執行について、監査が必要であると認めたとき。
- イ 実施日程 隨時定める。

(3) 隨時監査（法第199条第5項）

隨時監査は、次の事項に基づき実施する。

- ア (1)定期監査（財務監査）のほかに、必要であると認めたときに実施する。
- イ 監査内容 (1)のイ、ウと同様の内容で監査する。
- ウ 実施日程 隨時定める。

(4) 例月出納検査及び財務監査（法第235条の2第1項、監査基準第2条第1項第1号及び第5号）

例月出納検査及び財務監査は、次の事項に基づき実施する。

- ア 例月出納検査 会計管理者が保管する現金（歳入歳出外現金又は預り金及び基金に関する現金並びに証紙を含む）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性並びに現金の出納事務の適正について検査する。

- イ 財務監査 請求書等関係書類の検査も適宜行い、照会事項、意見、指導事項があるときは、処理状況の報告、資料の提出を求める。併せて各監査・審査との有機的連携につながる監査を行う。

- ウ 実施日程 名寄市監査委員条例（平成18年条例第31号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定を準用し毎月25日に検査を実施する。ただし、検査日が休日に当たるとき、又はやむを得ない事情があるときは、条例第6条第2項の規定を準用し、検査日を変更できるものとする。

(5) 決算審査（法第233条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項、監査基準第2条第1項第4号）

決算審査は、次の事項に基づき実施する。

- ア 審査事項（審査に当たっては、次の事項を主眼とする。）
 - (ア) 決算その他関係諸表の正確性の検証
 - (イ) 予算の執行及び事業の運営が、適正かつ効率的に行われているか。
 - (ウ) 決算における資産及び債権等の確認並びに検査を行い、財産管理の効率化等を審査する。

(エ) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第7条の規定による剩余金の措置がされているか審査する。

イ 審査の方法

提出された関係書類、帳票等により照合調査のほか、必要に応じ実査及び関係職員からの概況聴取等により実施する。

ウ 審査の期間

令和6年7月～令和6年11月

(6) 基金運用状況審査(法第241条第5項、監査基準第2条第1項第5号)

基金運用状況審査は、次の事項に基づき実施する。

ア 基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証する。

イ 基金の運用が正確、適正かつ効率的に行われているか。

ウ 審査の時期 随時

4 結果報告及び公表等

(1) 定期監査(財務監査)

ア 報告 法第199条第9項に基づき、議会及び管理者へ報告を行う。

イ 公表 名寄地区衛生施設事務組合公告式条例(昭和39年条例第2号)による方法及び住民が見やすい方法(ホームページへ掲載)により公表する。

ウ 公表の時期 実施後、速やかに公表する。

(2) 定期監査に伴う管理者による措置状況

ア 措置状況の報告 管理者が監査結果に基づく措置を講じたとき。

イ 公表 (1)イ公表の例により公表する。

ウ 公表の時期 通知を受けたとき。

(3) 例月出納検査

ア 報告 検査の結果は、各定例議会開会前に議会及び管理者に報告する。

イ 公表 (1)イ公表の例による公表する。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 報告 審査終了後、監査委員の意見を付した決算審査意見書を管理者に提出する。

イ 公表 管理者による公表のほか、監査委員は(1)イ公表の例により公表する。

ウ 公表の時期 令和6年12月

5 監査等の実施体制

監査委員2名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。

